

Q5. 据置期間に関すること

Q1. 据置期間とは何ですか？

A1. 償還を開始するまでの猶予期間のことです。

Q2. 据置期間の延長について詳しく教えてください。

A2. 延長対象者には、本会よりご連絡致します。

- ・小口

令和4年12月までに償還開始となっている貸付について、据置期間を令和4年12月末までに延長

- ・総合（初回）

令和4年12月までに償還開始となっている貸付について、据置期間を令和4年12月末までに延長（令和5年1月より償還開始）

- ・総合（延長）

据置期間を令和5年12月末までに延長（令和6年1月より償還開始）

- ・総合支援資金（再貸付）

据置期間を令和6年12月末までに延長（令和7年1月より償還開始）